

## 令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

### 1 目的

この講習は、教育職員免許法の規定に基づき、教育職員に対し、一種免許状取得に必要な単位を修得させるとともに、教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。

### 2 主催

和歌山県教育委員会

### 3 講習の期間及び会場

#### 【教科（家庭）】

日程：令和4年8月20日（土）、21日（日）

場所：和歌山県民文化会館（和歌山県和歌山市小松原通1-1）

#### 【教職】

日程：令和4年8月4日（木）、5日（金）

令和4年9月3日（土）、4日（日）

場所：和歌山県民文化会館（和歌山県和歌山市小松原通1-1）

#### 【養護】

日程：令和4年7月30日（土）、31日（日）

場所：和歌山県民文化会館（和歌山県和歌山市小松原通1-1）

### 4 開設科目及び受講定員

別表「令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習開設科目一覧表」のとおりとする。

### 5 時間配当

#### 【教科】家庭

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
8/20	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
8/21		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮

※講習終了後日、レポート提出あり

#### 【教職】特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
8/4	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
8/5		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮

※講習終了後日、レポート提出あり

#### 【教職】総合的な学習の時間の指導法

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
9/3	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
9/4		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、試験

#### 【養護】養護概説

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
7/30	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
7/31		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、レポート

## 6 受講対象者

和歌山県内の小学校、中学校、義務教育学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む。）に勤務する教育職員及び和歌山県内で勤務する養護教諭、養護助教諭で各相当免許状が二種免許状である者。（受講定員に余裕がある場合、上記以外の者についても受講を認める場合がある。）

## 7 受講者の決定

受講者については、在職経験年数等を考慮し県教育委員会が決定する。

なお、受講希望者が少なく、講座の運営に支障が出るおそれのある場合は、当該講座の開講を取りやめることがある。

## 8 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は、受講者の負担とする。

## 9 申込手続等

### (1) 提出書類

「令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書」（別記第1号様式）

※紙・データの両方の媒体を下記提出先に提出すること。

### (2) 提出先

#### ・県内勤務者

ア 市町村立学校勤務者（学校組合を含む。以下同じ。）にあつては、学校長を通じて所管する市町村教育委員会に提出し、当該市町村教育委員会は、申込者を取りまとめの上、和歌山県教育庁教育総務局教職員課に提出すること。

イ 県立及び国・私立学校勤務者にあつては、学校長から和歌山県教育庁教育総務局教職員課に提出すること。

### (3) 提出期限

令和4年7月11日（月）必着

## 10 講習の欠席

講習の申込みをした後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講辞退届」（別記第2号様式）を和歌山県教育庁教育総務局教職員課に提出すること。

## 11 受講許可等の通知

(1) 市町村立学校勤務者については、市町村教育委員会を通じ、学校長に通知する。

(2) 県立及び国・私立学校勤務者については、学校長に通知する。

## 12 単位の授与

各科目とも1単位である。各講義（演習）時間の5分の4以上出席し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を授与する。

なお、免許規則上、既に取得済みの科目を受講しても単位は有効である。

13 その他

- (1) 県内公立学校教員の受講に当たっての服務上の取扱いについては、職務専念義務免除扱いとする。
- (2) 受講科目等については、受講許可の際に通知する。
- (3) 当講習は文部科学省における審査の結果、予定している内容が変更となる可能性があり得る。その際は後日連絡する。

14 問い合わせ先

〒640-8585

和歌山県教育庁教育総務局教職員課企画調整班

電話 073-441-3650

FAX 073-441-3678